

豊中市規則第41号

文化施設等自動車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

文化施設等自動車駐車場条例施行規則（平成27年豊中市規則第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p><u>(駐車料金の不徴収)</u></p> <p><u>第5条 条例第4条第2項の規定により、次のいずれかに該当する場合は、文化施設等駐車場の駐車料金（以下「料金」という。）を徴収しない。</u></p> <p><u>(1) 災害救助，人命救助（救急業務を含む。），水防活動，消火活動のために使用する自動車を駐車させるとき。</u></p> <p><u>(2) 緊急を要する電気，ガス，水道等の復旧作業を行うために使用する自動車を駐車させるとき。</u></p> <p><u>(3) その他緊急を要する公務を行うため，市長が特に必要と認める自動車を駐車させるとき。</u></p> <p><u>(料金の徴収方法)</u></p> <p><u>第6条 料金は，文化施設等駐車場に入場の際に交付した駐車券によって，出場の際に精算を行い，現金により徴収する。</u></p> <p>2 文化施設等駐車場を利用する者は，前項の駐車券を紛失したとき又は破損，汚損等により料金精算機を利用できないときは，直ちにその旨を<u>市長</u>に届け出なければならない。</p> <p>3 <u>市長</u>は，前項の規定による届出があったときは，入場時間を確認し，料金の精算その他の出場に必要な措置を講じるものとする。この場合において，入場時間を確認できないときは，入場日の利用時間当初から入場したものと</p>	<p><u>(利用料金の徴収方法)</u></p> <p><u>第5条 利用料金（条例第12条第1項に規定する利用料金をいう。以下同じ。）は，文化施設等駐車場に入場の際に交付した駐車券によって，出場の際に精算を行い，現金により徴収する。</u></p> <p>2 文化施設等駐車場を利用する者は，前項の駐車券を紛失したとき又は破損，汚損等により料金精算機を利用できないときは，直ちにその旨を<u>指定管理者</u>に届け出なければならない。</p> <p>3 <u>指定管理者</u>は，前項の規定による届出があったときは，入場時間を確認し，料金の精算その他の出場に必要な措置を講じるものとする。この場合において，入場時間を確認できないときは，入場日の利用時間当初から入場したも</p>

( 現 行 )

みなす。

(料金の減免)

第7条 条例第5条第2項の規定による料金の減免は、次に定めるとおりとする。

- (1) 文化施設等駐車場の管理業務に使用する自動車を駐車させるとき 免除
- (2) 国又は地方公共団体の職員が公務を行うため使用する自動車を駐車させるとき 免除
- (3) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づく身体障害者手帳、国が定める療育手帳制度要綱(昭和48年厚生省発児第156号)に基づく療育手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者その他市長がこれらの者に準ずると認める者が運転し、又は同乗している自動車を駐車させるとき 免除
- (4) 市が主催し、又は後援するスポーツ及びレクリエーションに関する事業であって、市長が指定するものについて、当該事業の運営役員等が使用する自動車を駐車させるとき 免除
- (5) 市内に居住する65歳以上の者であって、豊島体育館、庄内体育館若しくは武道館ひびきを個人使用し、又は当該施設において市が実施するスポーツ及びレクリエーションに関する教室、講習会等を受講するものが使用する自動車を駐車させる場合であって、当該駐車時間が30分を超えるとき 100円減額
- (6) その他市長が特別の理由があると認めるとき 免除又はその都度市長の定める割合の減額

( 改 正 後 )

のとみなす。

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p><u>2 前項に規定する料金の減免を受けようとする者は、事前に又は入場後精算までの間に、市長に駐車料金減免申込書を提出して、その承認を受けなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、駐車料金減免申込書によらず、市長が別に定める方法により申込みを行うことができる。</u></p> <p><u>3 市長は、前項の規定により料金の減免を決定したときは、当該申込者が交付を受けた駐車券の処理等を行うものとする。</u></p> <p>(駐車場への入場制限)</p> <p><u>第8条 条例第7条第3号</u>の市規則で定めるときは、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p> <p>(禁止行為)</p> <p><u>第9条 条例第8条第3号</u>の文化施設等駐車場の管理に関し市長が定める行為は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (省 略)</p> <p>(指定管理者の指定手続)</p> <p><u>第10条</u> 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、当該指定しようとする法人その他の団体に次に掲げる書類の提出を求めるものとする。</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p> <p>(3) <u>条例第11条第2項各号</u>に掲げる業務(以下「指定管理業務」という。)に関する収支計画書</p> <p>(4)～(10) (省 略)</p>	<p>(駐車場への入場制限)</p> <p><u>第6条 条例第4条第3号</u>の市規則で定めるときは、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p> <p>(禁止行為)</p> <p><u>第7条 条例第5条第3号</u>の文化施設等駐車場の管理に関し市長が定める行為は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (省 略)</p> <p>(指定管理者の指定手続)</p> <p><u>第8条</u> 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、当該指定しようとする法人その他の団体に次に掲げる書類の提出を求めるものとする。</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p> <p>(3) <u>条例第8条第2項各号</u>に掲げる業務(以下「指定管理業務」という。)に関する収支計画書</p> <p>(4)～(10) (省 略)</p> <p><u>(事業報告書の記載事項)</u></p> <p><u>第9条 条例第11条</u>の事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければな</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
	<p><u>らない。</u></p> <p>(1) <u>指定管理業務の実施状況</u></p> <p>(2) <u>文化施設等駐車場の利用状況</u></p> <p>(3) <u>利用料金の収入の状況</u></p> <p>(4) <u>指定管理業務に係る経費の収支状況</u></p> <p>(5) <u>その他文化施設等駐車場の管理の状況を把握するために市長が必要と認める事項</u></p> <p><u>(利用料金の減免)</u></p> <p><u>第10条 条例第13条の規定による利用料金の減免は、次に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>文化施設等駐車場及び利用対象施設の管理業務に使用する自動車を駐車させるとき 免除</u></p> <p>(2) <u>国又は地方公共団体の職員が公務を行うため使用する自動車を駐車させるとき 免除</u></p> <p>(3) <u>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者手帳，国が定める療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号）に基づく療育手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者その他市長がこれらの者に準ずると認める者が運転し，又は同乗している自動車を駐車させるとき 免除</u></p> <p>(4) <u>市が主催し，又は後援するスポーツ及びレクリエーションに関する事業であって，市長が指定するものについて，当該事業の運営役員等が使用する自動車を駐車させるとき 免除</u></p> <p>(5) <u>市内に居住する65歳以上の者であって，豊島体育館，庄内体育館若</u></p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(申込書等の様式)</p> <p>第11条 この規則による駐車券、申込書その他の書類の様式については、<u>市長</u>が別に定める。</p>	<p><u>しくは武道館ひびきを個人使用し、又は当該施設において市が実施するスポーツ及びレクリエーションに関する教室、講習会等を受講するものが使用する自動車を駐車させる場合であって、当該駐車時間が30分を超えるとき 100円の範囲内で市長が定める額の減額</u></p> <p>(6) <u>その他市長が特別の理由があると認めるとき 免除又はその都度市長が定める割合の減額</u></p> <p>2 <u>前項に規定する利用料金の減免を受けようとする者は、指定管理者が市長の承認を得て定める方法により指定管理者に申し出て、その承認を受けなければならない。</u></p> <p>3 <u>指定管理者は、前項の規定により利用料金の減免を承認したときは、免除又は減額に必要な措置を講じるものとする。</u></p> <p>(申込書等の様式)</p> <p>第11条 この規則による駐車券、申込書その他の書類の様式については、<u>指定管理者が市長の承認を得て、別に定める。</u></p>

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。